

## 日本資本市場協議会・規約

### （名称）

第1条 本会は、「日本資本市場協議会」と称し、その英文名称を Japan Capital Markets Association（JCMA）とする。

### （目的）

第2条 本会は、資本市場の秩序維持並びに、そこで発行・流通・償還される電子化された有価証券類の取引市場の健全なる育成、普及及び促進をはかり、もってそれらの利用者たる企業及び団体の金融資本市場取引の円滑化を目指すことを目的とする。

### （性格及び会員資格）

第3条 本会は、一定の資本市場参加者により構成される任意団体とする。

### （入会・脱会）

第4条 本規約施行後の入会する追加会員については、入会の際に既存の複数の会員からの推薦を得るものとする。また、各会員は、その任意の判断で本会から脱退し得るものとし、この場合、脱退しようとする会員は事務局長に対して脱退の通知を行うものとする。

### （業務）

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。  
発行体を中心とした資本市場利用者の自主ルールを策定すること。  
証券決済システムのインフラ整備に関連し、発行体を中心とした資本市場利用者及び投資家等の市場参加者の意見を反映し、これを証券振替決済機関など関連の団体に提示の上、助言を行うこと。  
その他、上記に関連し、総会により決議される業務を行うこと。

### （役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
事務局長	1名
幹事	10名以内
監査役	1名

- (但し、会費を徴収しない場合は、監査役を置かないことができる。)
2. 会長、副会長及び監査役は、総会においてこれを選任する。
  3. 幹事は、会員企業の所属員の中から、会長が指名する。
  4. 事務局長は、会長が幹事の意見を参考にした上でこれを選任する。

#### ( 役員の職務 )

##### 第 7 条

1. 会長は、本会の事務を統括する。なお、会長は、副会長に対し、又は副会長と協議の上、事務局長に対し、その権限の全部又は一部を委譲し得るものとする。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は、会長に差し支えあるとき、又は前項に基づく権限の委譲がある場合は、その職務を代行する。
3. 事務局長は、会長及び副会長を補佐して日常の業務を処理し、会長及び副会長がともに欠けたとき又は、差し支えあるとき、又は第 1 項に基づく権限の委譲がある場合は、その職務を代行する。
4. 幹事は、会長、副会長乃至は事務局長の統括の下、本会の事務を遂行するものとし、必要に応じ幹事会を構成する。
5. 監査役は、本会の財産及び収支の状況を調査し、総会にこれを報告する。
6. 顧問は、事務局長又は総会の要請があった場合に必要な助言を与える。

#### ( 総会 )

##### 第 8 条

1. 本会に、会員により構成される総会を置く。
2. 総会は、原則毎年 1 回開催するものとし、必要により随時開催することができる。
3. 総会は、会長がこれを召集する。但し、会長は副会長又は事務局長に招集を代行させることができる。
4. 総会の議長は会長がこれに当たる。但し、会長は副会長又は事務局長に議長を代行させることができる。
5. 総会は、会員の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。なお、総会への出席は、委任状による代理出席が行えるものとする。
6. 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって議決し、可否

同数のときは議長の決するところによる。

（総会の議決事項）

第9条 総会の議決事項は、本規約に別に定められたもののほか、以下のとおりとする。

規約の変更

翌年度の事業計画

予算及び決算

資本市場に関する諸問題についての提言とりまとめ

その他会長が特に重要と認める事項

（会費）

第10条 会員は、総会の定めるところにより会費を負担する。

（付則） 本規約は、2002年3月19日から施行する。

以上